

先行 35 中核市に対する中核市移行時影響に関する
アンケート調査結果報告書

久留米大学 医学部 環境医学講座

原邦夫, 星子美智子, 石竹達也

2008 年 3 月 18 日報告

目次

1. はじめに	-----1
2. 方法	-----1
3. 結果および考察	-----2
4. まとめ	-----24

参考文献

参考資料

1. はじめに

WHO によれば、健康とは「完全な肉体的、精神的及び社会福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」(WHO 憲章前文より)¹⁾とされています。また、近年 EU 諸国で実施されはじめた健康影響評価 (Health Impact Assessment (HIA))²⁾では、健康に影響を及ぼす因子として、人の生物的因子、生活スタイル因子、社会・コミュニティーの因子、生活条件・労働条件、そして社会経済的・文化的・環境の因子を取り上げ、健康を維持増進するためにはそのような重層的因子を取り上げて対処していくことが求められているとしています。この健康影響評価 (HIA) とは、政策、施策、事業のポジティブおよびネガティブな潜在的健康影響を評価することであり、予測されるポジティブな健康影響を高め、ネガティブな健康影響を最小限に抑えるための勧告を行なって、公共政策決定の質を向上させることとされています。

日本には 2008 年 3 月時点で約 1,800 の地方自治体があり^{3) 4)}、基礎的自治体である市町村がコミュニティーの単位と考えられます。コミュニティーの健全性がコミュニティーの構成要素である住民の健康を維持増進する上で大切であり、コミュニティーに影響を及ぼす政策、施策、事業に対し、健康影響評価 (HIA) を適用して潜在的健康影響を評価し、予測されるポジティブな健康影響を高め、ネガティブな健康影響を最小限に抑えるための勧告をまとめることは、有意義なことと考えられます。しかし、この健康影響評価 (HIA) を日本の政策、施策、事業に適用された事例はわずかに 1 例のみであり⁵⁾、その 1 例も国の施策を取り上げたもので、身近なコミュニティーに関するものではありません。

本調査の目的は、2008 年 3 月現在で中核市である 35 中核市⁶⁾に対してアンケート調査を行い、中核市移行に伴う健康面の影響を明らかにすることです。本調査で得られた結果は、2008 年 4 月に中核市に移行する久留米市に健康影響評価 (HIA) を適用し潜在的健康影響を評価し助言をまとめるという研究の一環として活用することにしています。なお、中核市とは、少しコミュニティーとしては規模が大きいものですが、人口 30 万人以上で、あらかじめ当該市および都道府県の議会の承認の決議を経て、総務省令に基づいて指定された市で、中核市市長会のホームページに解説されています (参考資料として後掲しました)。

2. 方法

2.1 アンケート調査内容

アンケート調査の内容は、中核市移行が決まっている久留米市のホームページ

ジ7)に記載されていた中核市移行に伴う県からの委譲事務について、実施状況を中心に質問するものとして作成しました。アンケート調査用紙は、(1)民生行政に関する項目、(2)保健衛生に関する項目、(3)都市計画などに関する項目、(4)環境保全行政に関する項目、(5)教育に関する項目、そして(6)市の活性化に関する項目、合計で6項目、37質問で構成しました。質問の中に13の自由記述の質問を含めたものとし、自由記述質問は各項目で特色点を記載する質問としました。アンケート調査用紙は電子ファイルとして作成しました。

2.2 アンケート調査用紙の送付と回収

アンケート調査用紙をできるだけ直接に担当者の手に届けるため、中核市に関する事項の担当課をインターネット上の各中核市のホームページから推定し、電話連絡しました。アンケートの趣旨を説明し、実際の担当者にアンケート調査の趣旨が伝わるようにしました。アンケート調査用紙は電子メールで2008年2月中旬に送付し、2008年3月初旬を締切りとし(約3週間)、2008年3月中旬で回収最終打ち切りとしました。

3. 結果および考察

3.1 アンケート回収率

アンケートの回答は、35市中27市から得ました(回収率:77%)。なお、自由記述質問で記載された市および県の名前および関連する地域名は、本報告書では削除しました。

3.2 アンケート調査回答の特色

アンケート調査回答では、中核市に移行したことのデメリットは少なく、メリットの方が多いというものでした。財政および業務量の負担が確かに増えるが、自主的・自立的に運営できる領域が増え、窓口業務等が強化され、ひいては職員としての誇りが高まり、よって市民サービスが充実したものとなっていることが見てとれました。特に、中核市に移行する際に新たに保健所を設置した市は(県の保健所を引き継いだ場合も含む)、大きな変化を経験したことがはっきりしました。

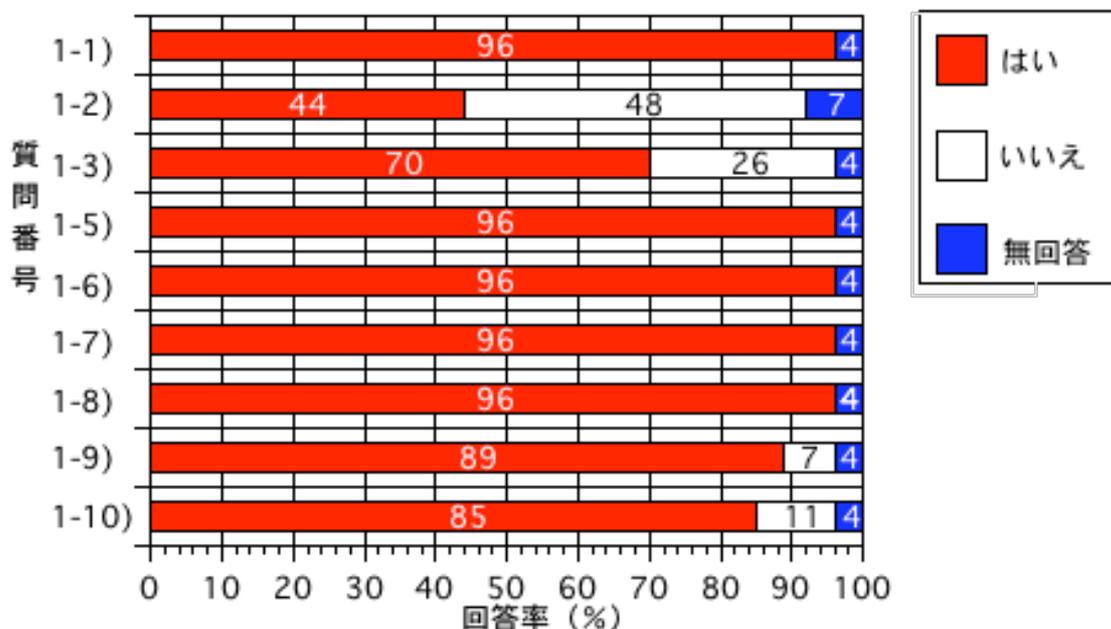
以下、各項目ごとに要点をまとめることとします。

3.2.1 民生行政に関する項目

民生行政に関する項目について、選択質問の回答結果を図 1 に、自由記述質問の回答結果を表 1、2 に示しました。

1-2)および1-3)の質問に対して「いいえ」が比較的多くみられましたが、これは中核市に移行する以前から実施し中核市移行に伴って変化が生じなかったとする追加コメントもあり、いくつかの中核市では従来から同様の業務をこなしていたものと推定されます。その他では、「はい」が多数を占め、市への権限集中を好意的に受け止めていることが伺えました。

迅速化、効率化についての自由記述回答では、市への権限の集中化によって事務処理の迅速化・効率化が進んでいること、また、きめ細かな行政サービスについての自由記述回答では、保健・福祉の連携、統一的な対応、廃棄物対策、屋外・景観対策および公害対策での市の権限強化が有効であることが認められました。



1-1)	身体障害者手帳の交付にかかわる期間は中核市になる前と比較して短縮されましたか？
1-2)	心身障害児の補装具や日常生活具の給付・貸与にかかわる期間は中核市となる前と比較して短縮されましたか？
1-3)	建設確認申請を伴う屋外広告物設置の場合、設置の許可を全て市で行い、申請者の手数が軽減されるようになりましたか？
1-5)	母子相談員は設置されていますか？
1-6)	母子・寡婦(未亡人)の福祉資金の貸付けは出来ていますか？
1-7)	民生委員の定数を決定し指導訓練などは出来ていますか？
1-8)	社会福祉施設(保育園・特別養護老人ホームなど)の設置許可及び指導監査は出来ていますか？
1-9)	産業廃棄物の不法投棄対策に関して、不法投棄があった場合、より迅速に対応することは可能となりましたか？
1-10)	屋外広告物の規制に関する事務が移譲されたことにより、きめ細かなパトロールを行なうことができ、撤去件数が大幅に増加し、景観保持に寄与することが可能となりましたか？

図1 民生行政に関する質問項目の回答率

表1 質問1-4)の自由記述内容

1-4) サービスの迅速化・効率化ははかられていますか？はかられている場合には、
 どういった点でそう思われますか？具体的な記載をお願いします。

n=19(複数内容の記述あり)

大分類	自由記述内容
市への権限集中による事務処理の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付や養護老人ホームの設置認可・監督等の移譲されている事務について、その処理に要する期間が短縮され、市民サービスの向上に繋がっている。 ・市が申請を受け付け、県が決定をするという二重構造の事務処理が市に一元化され、事務処理の簡素化と市民サービスの円滑化が図られた。 ・身体障害者手帳発行が2週間程度で可能となり、迅速化が図られた。 ・母子自立支援員(中核市以外の市にも設置)により一体的に母子寡婦貸付業務を行うことにより、母子家庭への自立支援についての効率化が図られている。 ・市が窓口、県が許認可といった二重の事務処理が、中核市の事務として一元化されることにより、これまで以上にスピードのある市民サービスが提供できるようになった点。 ・市が窓口、県が許認可といった二重の事務処理が、中核市の事務として一元化されることにより、これまで以上にスピードのある市民サービスが提供できるようになった点。例えば、身体障害者手帳の交付は、申請手続や手帳の交付窓口は市で、障害認定は県で行っていたが、中核市移行後は事務処理が一元化され障害認定を含めたすべての業務が市で完結することにより、事務処理期間の短縮が図られている(約2ヶ月→約1ヶ月)。／また、建築確認申請を伴う屋外広告物設置の場合も、建築指導課(確認申請の所管部署)から都市景観課(屋外広告物事務の所管部署)へ文書が経由して情報が共有化されることにより、申請者へ必要な手続に関する相談事務などが円滑に行えるようになっている。 ・身体障害者手帳交付までの期間が平均2週間程度早くなり、申請者への効果が出ていると思われる。 ・上記1-1)から1-3)にある事務等が市で完結する。 ・身体障害者手帳の交付までの処理時間が短縮(平均30日→平均17日)。 ・母子寡婦福祉資金の貸付事務のサービス向上(2ヶ月に1回受付→毎月受付 住民票の添付が不要に)。 ・補装具については、平成5年度から市町村が事務処理を行っている。日常生活用具についても、中核市制度施行以前から、市が事務処理を行っている。よって変化はない。 ・県から移譲された事務については、大幅に時間短縮が図られたと考えます。 ・補装具や日常生活用具などの手続きについては、一般市の時と手続きは変わらないので、以前と比べて飛躍的に短縮されたとは言い難いものの、給付に係る内部処理に関しては、システム化を図るなど、多少は短縮されていると考える。(1-1、1-2関連) ・県からの権限移譲により、市で認定・決定等を行うようになった業務については、概ね時間短縮が図れ、住民サービスの向上に繋がっている。／また、身体障害者手帳等、交付期間の短縮が図られたことにより、付随する各種福祉サービスの支給決定等についても迅速化・効率化が図られている。 ・身体障害者手帳交付決定等の権限が与えられ、県を経由することなく手続きができるようになった。 ・中核市になって県から権限が委譲されたことにより、条例で規制等を強化した分野もあり、市民から苦情が寄せられることもあるが、相談・手続き等を一本化したことにより、サービスの迅速化・効率化は図られた。 ・障害認定や給付決定は市福祉事務所から県に送付することなく福祉事務所で事務が完結するため、迅速化効率化された。 ・身障手帳の交付を県でなく、市で行えるようになったため申請から交付まで短縮できたことにより、手帳所有者を対象とした様々なサービスを迅速に受けることができる。 ・屋外広告物許可申請の手続きを市でできるようになった。 ・屋外広告物に関して言えば、関係各課が市役所内に集中して配置されており、申請者はほぼワンストップで申請行為が行なえ、サービス向上につながっていると考ええる。 ・市で受付から許認可まで一連の事務を行うことによるため、事務手続きが簡素化され、処理時間も短縮された。 ・特になし

表2 質問1-11)の自由記述内容

1-11) きめ細かな行政サービスは提供できていますか？

n=13(複数内容の記述あり)

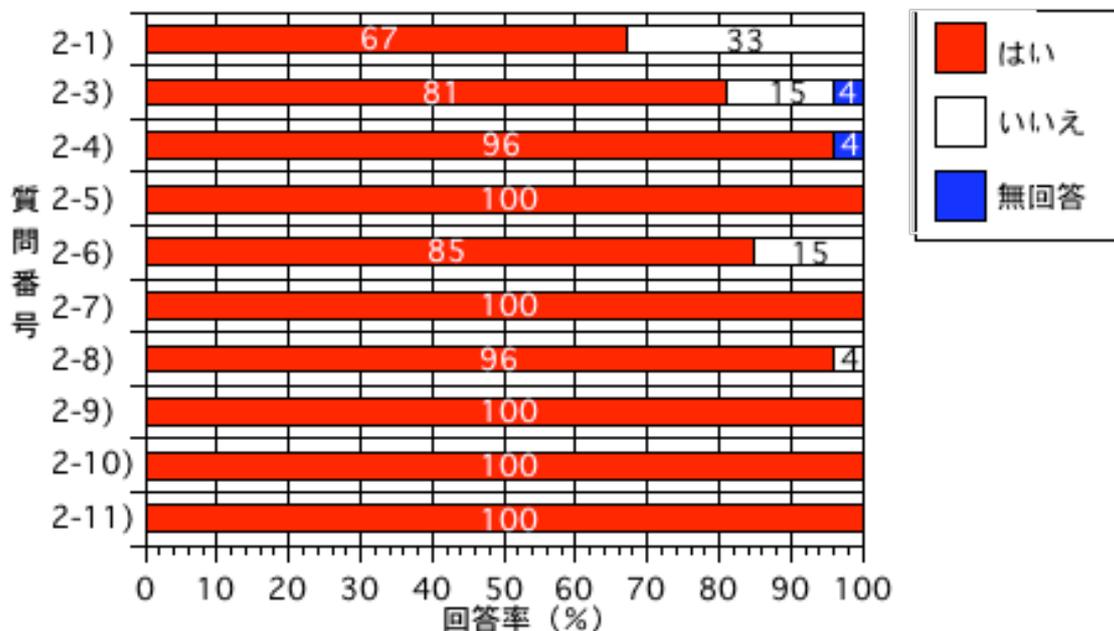
大分類	自由記述内容
保健・福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の指導監査を通して、福祉サービスの質の向上を図っている。 ・民生委員の定数管理を行うことができるため、地域の実情に合わせ適宜見直し等を行っている。 ・母子相談は、本庁だけではなく毎週水曜日に、母子自立支援員を母子福祉センターに配置して相談に応じている。また、相談は平日のみではなく、第2土曜日の13時から17時まで、第4水曜日の17時30分から20時まで、駅前総合窓口センターに母子自立支援員を配置して相談に応じている。 ・民生委員定数:737人/・民生委員の指導訓練/・新任委員:市で開催する研修(福祉局内各課職員による説明等)・県民生児童委員協議会開催の研修/・委員全体:県民生児童委員協議会に委託し研修を行っている。(県民生委員児童委員大会時部会発表、単位民事協会長研修会、主任児童委員研修会、一般民生委員・児童委員研修会、新任単位民児協会長研修会) ・サービスの支給決定など、市民の声を直接聞いて市で判断ができる。/・市民と接する際には丁寧に対応するよう心がけている。/・相談の際にワンストップで対応できるよう、他課との連携に努めている。 ・市が推奨するワンストップサービスの理念に基づき、市民には可能な限りの手続き及び受給できるサービスや制度の説明を窓口で行い、書類の書き方から細かく説明することで、市民が何度も足を運ぶことのないよう努めている。
統一的な取組み化	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野は大幅な制度の見直しが頻繁に行われるが、そのための移行期間も短いことから、サービス利用者への影響が懸念されることもあるが、中核市は国が開催する会議等に直接出席し、県と同じ時期に情報を得て検討を進めることができるため、よりきめ細かな対応をとることができる(福祉分野については、本市が中核市に移行した後、多くの制度改正が行われているため、障がい児の補装具・日常生活用具や母子相談員(母子自立支援員)等、市の業務となっている事務もある)。 ・保健所の管轄が市となったことで、検診、発見、病中から病後までの一貫し支援を行うことができるようになり、福祉行政との連携も図りながら、きめ細やかな対応が可能となった。 ・社会福祉施設から直接情報が収集可能なため、きめ細やかな行政サービスが提供できるようになった。 ・県から市へ権限移譲された業務について、地域性も考慮する等、住民の身近な立場としてきめ細やかな行政サービスが提供できるようになった。 ・中核市の権限である障害福祉施設の指導監査業務により、施設や施設入所者の実情がより詳しく把握できている。その結果、施設入所希望等の相談にきめ細かく対応できている。 ・中核市への移行に伴い、県から市へ2,350項目の事務が移譲されたが、市民生活に密着した多くの事務が移譲されたことから、市民サービスの向上が図られるとともに、移譲した事務・権限を駆使して、きめ細やかな行政サービスの提供が可能となった。
廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の苦情、相談事に対しては、速やかに現地確認と対応ができるようになった。事業者の内、許可処理業者には、施設の設置、事業内容の変更等で時間短縮ができるようになった。事業者からすると権限自治体が増えることで、許可手数料、事務量が増え行政サービスを受けている認識はないと考えられる。 ・事業者の内、産業廃棄物の排出事業者には、情報提供を行うことができるようになった。 ・道路維持補修のパトロール中に不法投棄の現場があれば担当課に報告するなど、担当部局にとらわれない業務を行っている。 ・産業廃棄物関連:元来市町村業務であった一般廃棄物に加え、中核市移行により産業廃棄物に関する権限も付与されたことで、不適正処理事業の対応や廃棄物処理に関する問い合わせ、許可や行政処分等、市単独で廃棄物全般に対応できる状況となった。/このため不適切処理された廃棄物が一廃・産廃のいずれであっても調査や指導ができ、苦情や相談の処理をワンストップで行っている。/また、廃棄物処理業や処理施設の許可手続きも、一廃と産廃の窓口を一本化している。 ・産業廃棄物の不法投棄対策については迅速に対応しているが、本事務は中核市移行により初めて取り扱うこととなった事務であること、それまで県の事務であったことより定量的な把握が困難なことから、「より迅速に対応することが可能になったか」については、不明である。
屋外広告・景観対策	<ul style="list-style-type: none"> ・違法広告物の簡易除却事務は、中核市移行前において県土整備事務所において処理していたが、所管区域が広範囲であるため十分な監視活動を行うことができなかった。本市は、景観に配慮したまちづくりを実践していることもあり、「違反広告物簡易除却推進団体員制度」を設け、2名以上の市内在住・在勤・在学の団体に違反屋外広告物の簡易除却の権限を委任し、美しいまちづくりを行っている。このような活動を通じて繁華街などの景観の保全が図られている。 ・屋外広告物関連:・県と共催による屋外広告物講習会の開催/・条例による屋外広告物の規制のほか、景観のルールを作りたい時などに活用していただく、ガイドラインを策定。 ・職員による定期的撤去に併せて電柱管理者等との撤去を実施している。 ・また、市民からの通報があった場合などに職員により迅速な対応をとっているほか、市民に権限を委任し、官民合同で撤去を行うことなど、景観行政を包括的に実施できるようになった。 ・自治会の方(615人)に違反広告物除去を委嘱しており、地域において、違反広告物をなくす一方で公共掲示板(ふれあい掲示板)を設置し、市民の告知の場として活用している。 ・市民ボランティアによる「路上違反広告物除却推進員制度」の導入により市民の意識も向上していると考えられる。
公害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・大気や水質の管轄も市になったため、環境問題の苦情に関して一元的に迅速な対応が可能となった。

3.2.2 保健衛生に関する項目

保健衛生に関する項目について、選択質問の回答結果を図 2 に、自由記述質問の回答結果を表 3-1 に示しました。なお、中核市に伴って変化したと回答した保健所業務を、保健所の既設と新設で分類して表 3-2 に示しました。

保健所の新設は 3 分の 2 の市が「はい」と回答し、中核市移行に伴って多くの市が保健所を新設したことが伺えます。中核市移行に伴って影響を受けた保健所業務としては、「12. エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事柄」がもっとも多く、「3. 栄養の改善と食品衛生に関する事柄」、「5. 医事と薬事に関する事柄」、「10. 精神保健に関する事項」、そして、「11. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事柄」が つづいていました。また、表 3-2 から、保健所を新設した場合には、とくに「10. 精神保健に関する事項」、「1. 地域保健に関する思想の普及と向上に関する事柄」、「14. その他地域住民の健康の保持と増進に関する事柄」が、新たな業務あるいは大幅に変化した業務となったことが伺えました。以上のことから、基本的に県からの委譲業務は実施されていることが伺えました。なお、犬の抑留施設での予防接種が必ずしもできていないとするコメントが数件見られました。

保健衛生の業務での変化についての自由記述回答では、直接市民と接する業務が増加したこと、市の行政組織の強化で一元的対応ができるようになったこと、他市等からの情報収集ができやすくなったこと等がポジティブな面として捉えられ、また一方で、人員・財政上の厳しさや業務量の増大が負担となっていることが認められました。



2-1)	「中核市」となって保健所を新設されましたか？
2-3)	1歳児・3歳児健診の受診率は上昇していますか？
2-4)	未熟児への訪問指導や養育医療の給与ができていますか？
2-5)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関して、定期外健康診断の実施と結核患者に対する施設への入所命令はスムーズに行なえていますか？
2-6)	感染症予防(法定伝染病など)のための住民の隔離などの設置は行なえていますか？
2-7)	エイズに係わる報告・通報の受理は円滑に行なえていますか？
2-8)	動物に対する予防注射の実施、犬の抑留施設の設置を行なえていますか？
2-9)	飲食店・興行場・旅館・公衆浴場の営業許可、立入検査、営業停止命令(興行場法・旅館業法及び公衆浴場法)は必要に応じて行なえていますか？
2-10)	食中毒患者などの報告(食品衛生法)は受けていますか？
2-11)	墓地・納骨堂又は火葬場の営業の許可を出していますか？

図2 保健衛生に関する質問項目の回答率

表3-1 質問2-12)の自由記述内容

2-12)「中核市」に移行したことで保健衛生の業務に何か変化がありましたか？

n=15(複数内容の記述あり)

大分類	自由記述内容
直接市民と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市が保健所の運営主体になることにより、県で行っていた保健予防、環境衛生、食品衛生について市が一貫した体制で取り組むことになり、総合的な保健衛生行政を展開できるようになり、これまで以上に、市民ニーズを反映したきめ細やかな行政サービスの提供が可能となった。 ・食品衛生などの生活や健康に深く関わる許認可や衛生上の指導を市が直接行うことにより、市民の健康と安全を守る体制が整った。 ・きめ細かい対応が可能となり、市民の利便性が向上した。 ・当市は、中核市移行前から保健所設置市として業務を行っており、窓口が県から市に変わったものは、「結核にかかっている児童に係る療育の給付の申請」である。県から移された主な事務は、「営業施設の清潔保持などの措置基準の設定」「身体に障害のある児童に対する育成医療の給付」「結核にかかっている児童に対する療育の給付」「未熟児養育医療を担当する医療機関の指定」などである。 ・保健行政が一元的にできるようになったことにより、市民の元気と活力を創造する健康づくりの拠点施設として「げんき館」を建設し、市民の健康づくりに今まで以上に積極的に取り組んでいる。
組織整備の進展	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行前の保健衛生行政は、対人サービスを中心に展開していたが、高度で専門的な対物サービスを実施することにより、地域における保健衛生行政を一体的に展開することができる。また、県を経由して送られてくる行政情報も、国(厚生労働省)から直接情報を入手することができるようになるなど、事務上にも変化が生じている。 ・食品衛生などの生活や健康に深く関わる許認可や衛生上の指導を市が直接行うことにより、市民の健康と安全を守る体制が整った。 ・上記2-3から2-11にある事務等が市で完結する。 ・許認可権が委譲された事務については、迅速な対応ができるようになった。 ・市町村業務と保健所業務が一元化されたことに伴い、企画立案からサービス提供まで、一つの組織で単一の指示命令系統で実施できる。 ・医師、看護師、保健師、薬剤師、獣医師、臨床検査技師などの専門スタッフがそろったことにより、専門的支援や緊急事態への迅速な対応ができるようになったため、職員の意識改革につながっている。
他市との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・政令市で構成する保健所長会での情報を始め、各機関からの情報量が多くなった。 ・各事業について中核市の取組み状況等の情報交換を行う機会が増加し事業の参考になっている。
人員・財政の厳しさ	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市になったことで、今まで、県保健所業務として実施していた母子事業全てが保健衛生部門に移管され、訪問事業、医療給付事務が増大したが母子保健の一貫した施策の展開が可能になったものの、業務量の増加に比し人員・財源が厳しい状況になっている。 ・また、専門職種の職員を要するようになったが、これの確保には苦慮しているところである。
業務の増大	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談件数の増加。 ・保健所を設置することにより、従来、県の保健所が提供していた保健衛生サービスを市が提供することになった。これにより、業務量は増大することとなっている。 ・中核市移行後、県からの移譲権限も進み、市で扱う業務は拡大している。これまで県と市で分担していた業務を統合して実施できる分野も増え、市民サービスの向上に繋がっているものと考えられる。 ・特定不妊治療費助成事業等中核市が実施主体となる事業が増加した。
保健所設変が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所政令市として昭和23年から保健所を設置しており、中核市に移行したことによる変化はない。 ・中核市になる2年前に「保健所政令市」に指定され、2年間の保健所業務に携わっていた為、大きな変化等は無かった。 ・最近、厚生労働省からの通知により、食品の安全やC型肝炎など保健所が対応する業務が増加しているが、医師、獣医師、保健師、看護師などの医療関係職員の採用・補充ができないため、通常の業務処理に加えて、新たな業務量の増加に対応することが困難な状況が生じている。

表3-2 2-2)で、中核市移行時に保健所で大きく変化した業務として選択した割合(19項目から3項目を選択。中核市移行時に保健所が既設と回答(n=9), 新設と回答(n=15)で分類)

(%)

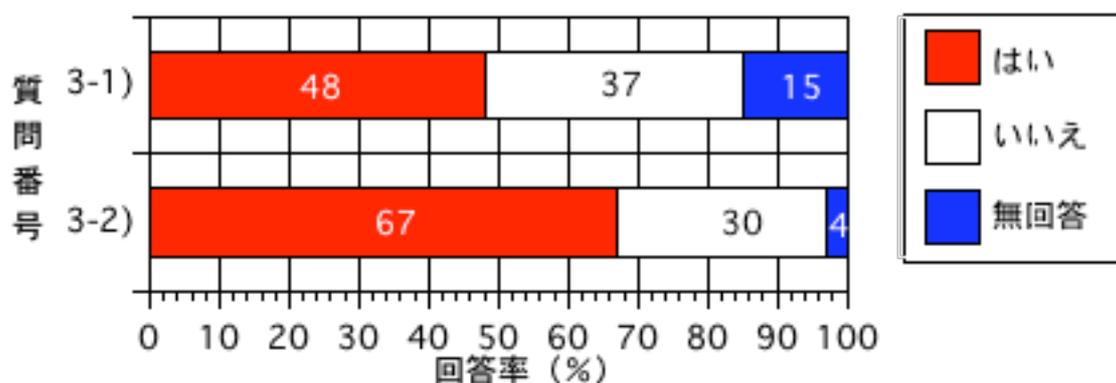
保健所業務		保健所	
		既設	新設
1	地域保健に関する思想の普及と向上に関する事柄	0	20
2	人口動態統計学、その地域保健に係る統計に関する事柄	11	0
3	栄養の改善と食品衛生に関する事柄	11	33
4	住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃そのほかの環境の衛生に関する事柄	0	7
5	医事と薬事に関する事柄	22	27
6	保健師に関する事柄	11	20
7	公共医療事業の向上と推進に関する事柄	0	7
8	母性、乳幼児、老人の保健に関する事柄	22	7
9	歯科保健に関する事項	0	7
10	精神保健に関する事項	0	40
11	治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事柄	22	20
12	エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事柄	56	60
13	衛生上の試験と検査に関する事柄	11	20
14	その他地域住民の健康の保持と増進に関する事柄	0	20
15	地域保健に関する情報を収集、整理、活用する	11	13
16	地域保健に関する調査と研究を行なう	0	0
17	歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行なう	0	0
18	試験・検査を行ない、また、医師等に試験・検査に関する施設を利用させる	0	0
19	市町村相互間の連絡調整を行い、市町村の求めに応じ技術的助言等の援助を行なう	0	0

3.2.3 都市計画などに関する項目

都市計画などに関する項目について、選択質問の回答結果を図3に、自由記述質問の回答結果を表4に示しました。

いずれの選択質問に対しても「いいえ」の回答が他の質問と比べて多く、宅地造成等規制法等の規制を受け、広域開発などでは中核市独自の都市計画を立てるにはまだまだ制限があることが伺えました。

また、都市計画上の変化についての自由記述回答では、自主性が高まって効率化したこと、きめ細かな対応ができるようになったことがポジティブな評価としてあげられる一方で、県との関係で課題として感じられることがあるように推測されました。



3-1)	宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可により宅地開発が円滑に進むようになりましたか？
3-2)	都市計画に関する事務が移譲されたことにより、地域の実情に応じた独自のまちづくりを展開していくことが可能となりましたか？

図3 都市計画に関する質問項目の回答率

表4 質問3-3)の自由記述内容

3-3)「中核市」に移行したことで、都市計画に何か変化はありましたか？

n=18(複数内容の記述あり)

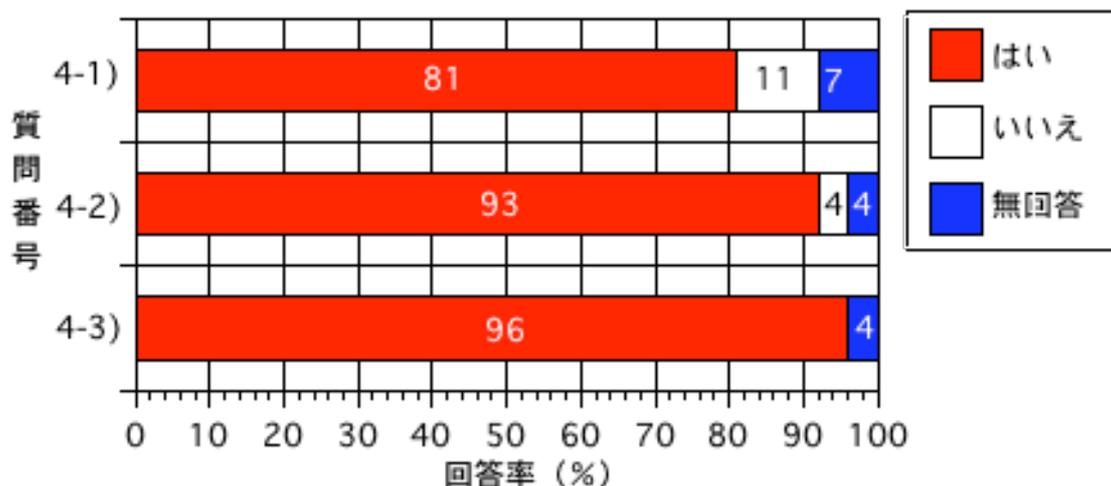
大分類	自由記述内容
自主性確保で効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の特色を生かした、自主性と創意に富んだ魅力あるまちづくりの展開が可能となった。 ・上記3-1から3-2にある事務等が市で完結する。 ・許可行為等の権限移譲による審査時間の短縮や柔軟な対応により都市計画事務を効率的に実施することが可能となった。 ・少なからず地方の独自性が発揮できるようになった。 ・許認可に係る事務手続きが一部効率化した。 ・許可事務が迅速化された。 ・開発許可や都市計画施設内の建築許可、区画整理組合の設立認可等の権限が委譲されたことにより、事務の簡素化が図られた。
きめ細かな対応へ	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の条例による設置制限、開発行為の許可、都市計画施設等の区域内における建築の許可及び土地区画整理組合の設立許可などの権限が移譲され、地域の実情に応じた、きめの細かい都市計画が可能となっている。 ・風致地区での許可基準、開発行為の許可基準、屋外広告物の許可基準など、きめ細かく設定して、まちづくりを行うことができている。 ・特に屋外広告物の業務に関し、よりきめ細やかな対応が可能となった(都市政策室) ・屋外広告物の規制等に伴い、都市景観行政の強化が図れた。 ・都市計画行政に関する事務は、地方自治法等に基づき中核市移行前に委任された事務が多いため(法律・政令に基づく385項目の事務のうち、199項目(51.7%)は全部又は一部の委任済み)、民生行政や保健衛生行政(保健所関係業務)ほど事務処理上の影響は少なかった。その中で、屋外広告物に関する事務は、1-11)に記述したように、特色あるまちづくりにおける有力なツールとなっていると考えている。
業務量の増大	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法87条の3(大都市等の特例)の規定により、法53条等の都市計画制限事務の移譲を受け、市が許可できることとなったが、判断基準に変更はない(一貫性が求められることから)。 ・事務量が増加したことは否めない。
担当者の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市への移行により、従来県で行っていた都市計画に係る業務を当市で行うようになった。市民に対する責任も重くなる一方、業務に精通してきた反面、県の担当において法の主旨への認識度が薄らいでいる感がある。

3.2.4 環境保全行政に関する項目

環境保全行政に関する項目について、選択質問の回答結果を図4に、自由記述質問の回答結果を表4に示しました。

環境保全行政についても、権限委譲に伴って一元的に業務が行えていて、中核市移行を肯定的に捉えられていることが伺えました。ただし、いくつかの市は中核市移行以前から県から事務が移管されていて、大きな変化が感じられなかったことが伺えました。

また、環境保全行政の変化についての自由記述回答では、委託された事務が多く一元的な対応が可能となったとするポジティブな評価が多く見られたが、一方、業務量も増大したことも感じられる結果でした。



4-1)	工場等に対する規制権限が一元化されることにより、今まで以上に独自性を持った総合的な環境行政の推進が図られるようになりましたか？
4-2)	騒音や悪臭や振動の規制地域の指定・規制基準の設定を行なっていますか？
4-3)	ばい煙発生施設・一般粉塵発生施設の届出をさせていますか？

図4 環境保全に関する質問項目の回答率

表5 質問4-4)の自由記述内容

4-4)「中核市」に移行したことで、環境保全行政に変化はありましたか？

n=20(複数内容の記述あり)

大分類	自由記述内容
統一的対応が可能に	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止のためのきめ細やかな指導が可能となった。 ・環境保全行政も都市計画行政と同様に、大気汚染防止法等に基づき中核市移行前に委任された事務が多い(法律・政令に基づく103項目の事務のうち、60項目(58.2%)は全部又は一部の委任済み)、事務処理上の影響は少なかった。その中で、大きく変化した業務としては、産業廃棄物に関する業務である。中核市移行後は、良好な生活環境の保全を推進するため、市職員による監視活動に加えて、警察官OBを「不法投棄監視員」として配置して昼間の監視活動や民間警備会社への夜間の監視業務委託やビデオカメラを設置し、不法投棄対策を強化している。また、市民向けには市ホームページで不法投棄の実態や不法投棄を起こさせないための対応策など、きめの細かい対策を市で実施している。 平成15年には、市内の倉庫に硫酸ピッチ(不正軽油を密造する際に発生する産業廃棄物)の放置が確認されたが、市民生活への影響を考慮し、本市ではじめて行政代執行を実施し、撤去作業を行った。 ・上記4-1から4-3にある事務等が市で完結する。 ・特定施設の台帳を保有することになり、公害苦情処理をする場合、施設の指導がしやすくなった。 ・(大気汚染防止法に関連する事項) 法施行令第13条に規定する政令市から中核市となったことにより、事業場に加え工場に関する事務も扱うようになった。 ・不法投棄などの監視や、積極的な事業所の立ち入り検査を実施することにより、公害等を未然に防ぐ体制が強化された。 ・また、権限移譲により、工場事業場に対し、各環境法令に基づく統一された指導ができるようになった。 ・迅速に、きめ細かな対応が出来るようになった。 ・環境調査や、ばい煙・汚水等の排出事業所への立入業務について、市内全域において独自に計画を立て、実行することができるようになった。 ・住民の身近なところ(市役所)に87の事務が移譲され、環境サービスの向上につながった。 ・市域の実情に応じた規制がよりの確に行えるようになった。
業務量増大	<ul style="list-style-type: none"> ・人が増えたことにより、近隣苦情が増えた。 ・大気汚染防止法の事務のうち、工場についての事務も市で行うこととなった。 ・中核市になり、業務量が増加したため、自主的な監視調査を民間分析調査に委託し、業務の効率化を図った。 ・公害関係法令に伴う事務が拡大した。 ・「中核市」への移行に伴い、環境に関する規制権限の一元化を図ることができた。その反面、水質汚濁防止法(当市は中核市移行以前より政令により指定有り)、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法等、許認可業務についても事務権限が移譲された事から、業務の難易性に加え、業務量の増加は避けられない状況にある。
変化はない	<ul style="list-style-type: none"> ・郊外規則行政に限れば、当市では環境監視センター(旧公害対策センター)が所管しており、中核市移行以前は県及び市職員が配置され、それぞれに並任辞令が発令され、県・市職員が一体的に事業場に対する規制行政を行ってきた経緯がある。平成11年に中核市となってからは、市職員のみでの配置となったが、公害規制に限れば、中核市に移行したことによって大きな変化はない。 ・大気・水質・騒音・振動等の規制権限の移譲については、特段の変化はありません。 ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法等については、中核市移行以前から県より事務移管がされており、中核市移行による権限委譲はわずかであった。よって、中核市移行に伴い環境保全行政には特に変化は生じていない。 ・中核市移行前から各法の政令市であったため、スムーズに権限移譲が行われた。 ・特になし

3.2.5 教育に関する項目

教育に関する項目について、選択質問の回答結果を図 5 に、自由記述質問の回答結果を表 5 に示しました。

教育に関して、教育センターの設立に至っていない中核市が多いことが伺えました。また、教職員の人事権は中核市に委譲されていないため、そのことが現在の課題に取り上げられていることも伺えました。

教育の変化についての自由記述回答では、多くの中核市が研修を独自に行えるようになったことを肯定的に評価していました。

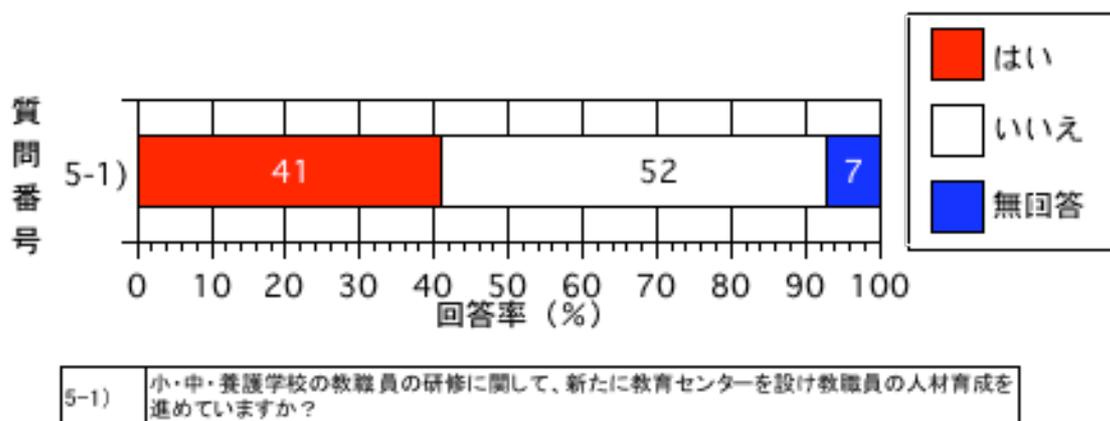


図5 教育に関する質問項目の回答率

表6 質問5-2)の自由記述内容

5-2)「中核市」に移行したことで、教育に変化がありましたか？

n=22(複数内容の記述あり)

大分類	自由記述内容
教育センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターは中核市移行前から設置していたが、中核市移行に伴い全教科の指導主事を配置している。この指導主事が学校訪問と各種研修会の企画・運営を担当しているため、本市の実情や各校のニーズに対応した指導や研修ができるようになった。 ・中核市移行に伴い、教職員の基本研修等の研修権限が委譲され、基本研修並びに本市独自の専門研修を推進する基盤となる市総合教育センターを設立し、教職員の指導力の向上を図っている。 ・また、本市では平成22年4月の総合教育センター設立に向け準備を進めているところである。 ・中核市に移行した4年後の平成12年4月1日から県より教職員の研修権限が移譲され、教育センターで教職員研修を開始した。
研修制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修を本市が主体的に行い、本市の実情に合わせた研修の実施が可能となった。 ・研修権限が移譲され、本市が抱える教育的課題や教職員のニーズを的確に反映させた。 ・本市独自の研修を実施することが可能になった。 ・県費教職員への研修は、中核市移行前においても教育研究所において独自のカリキュラムで実施していたが、中核市移行後に実施が義務付けられた法定研修(初任者研修、10年次研修等)を含めて研修計画を見直した。また、地域の大学と連携した研修や本市が推進している環境施策との連携などにより、本市の課題や実態に対応した質の高い研修を実施している。このことにより、参加者が増加傾向にある。 ・県教育委員会主催の研修等が市単位で実施できるようになり、市の現状に合わせた特色ある研修に取り組む事ができるようになった。 ・市政運営方針が、教育に直結できるようになった。 ・上記5-1にある事務等が市で完結する。 ・市の課題に沿った教職員研修が実施できるようになった。 ・市として教職員研修を実施することができるため市の教育指針に合致した内容で実施することができる。 ・本市の実状に応じた効率的な研修／市内で研修を行うことにより、時間的負担軽減／公費での旅費負担軽減。 ・教員の研修や研究が活発になった。 ・初任者研修をはじめほとんどの研修を市独自で行うようになり、教職員が授業を終えたあと研修を受講できるようになった。教職員の資質向上という点で効果があると考えられる。 ・教職員研修のうち、移譲されたのは初任者研修や10年目経験者研修であったが市独自に2・5・10年経験者研修をはじめ研修内容をより市の実態や教育課題を反映したものとしている。(親になることを考える、郷土愛をそだてる研修など) ・中核市に移行することにより初任者研修、教職経験者研修などの教員研修業務が県教育委員会から市教育委員会へ移管される(地教行法)。業務の増加という多忙化の一方、市の教育指針にそった研修の実施、市の課題解決に向けての人材育成が可能になるという両面がある。 ・研修機会が増え、教職員の力量向上への意識が高まった。 ・県費負担教職員に対する研修権限が中核市に移譲されたことにより、市の現状と課題に対応した研修を独自に計画・実施することが可能となった。また、研修内容によっては、県教育委員会との共催で実施することもでき、研修内容の充実が図られている。 ・教員に対する研修権が移譲されたことで、市立小中学校のニーズに応じた研修をすることが可能になった。 ・本市独自の課題に対して研修を充実させている。 ・教職員の研修の権限が増えたが、それ以外には特にならない。 ・中核市を対象とした会議への参加、アンケート調査の結果報告等により、他の中核市の教育行政の取組状況が分かり、本市の教育行政の施策の立案・推進に生かすことができた。
教職員の人事権	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員人事権の中核市への移譲がなされるとされており、教育委員会としての対応や準備が生ずることになるが、現在のところ、その動きが鈍化している。
連絡網の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市間での照会が増え、情報提供・交換することで、施策展開の参考となった。

3.2.6 市の活性化に関する項目

市の活性化に関する項目について、自由記述質問の回答結果を図6および表6～表13に示しました。

「6-1)「中核市」移行に伴い、何人が増員となりましたか？ またその職種を教えてください。」の質問の回答から、増員数について、図6に全中核市（平均38.6人）、図7に保健所が新設された中核市（平均48.4人）、図8に保健所が既設であった中核市について（平均9.2人）の増員数をヒストグラムとして示しました。中核市移行時に、1市を除いて、増員が行われていたことが伺えました。特に、保健所が新設された中核市では大幅な増員が行われていました。

また、職種別では、詳細な記載があった12市で多い順に、事務職：平均15.6人（0～36人）、保健師：10.3人（0～33人）、獣医師：8.9人（0～22人）、薬剤師：6.6人（0～11人）、化学職：3.4人（0～13人）、臨床検査技師：2.1人（0～6人）、管理栄養士：1.2人（0～4人）、医師：1.0人（0～2人）などでした。

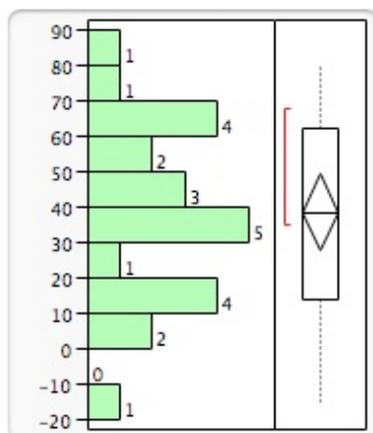


図6 中核市移行時の人員増加数

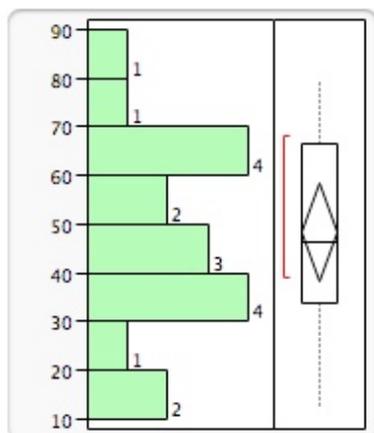


図7 中核市移行時の人員増加数
(保健所が新設)

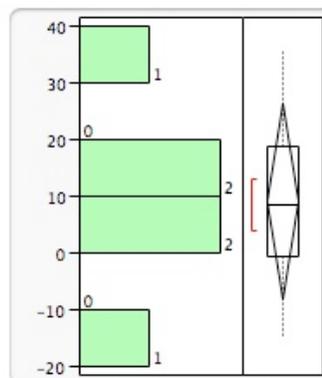


図8 中核市移行時の人員増加数
(保健所が既設)

表7に示したように、「6-2)「中核市」に移行したことにより、市としてステータスが向上したと実感できる具体的な事例を挙げてください。」の質問の回答から、大きく分類すると、自主性の向上、保健所の新設、国と直接やりとりができること、知名度の向上、が主なものであることが伺えました。

表8に示したように、「6-3)「中核市」となって住民の意見はどの様にお聞きしていますか？」の質問の回答から、大きく分類すると、ネット利用、窓口の充実、が主なものであることが伺えました。ただし、中核市だからということではなくて様々な事業を行っていることから、従来と変わらないとの回答も多く寄せられました。

表9に示したように、「6-4) 良い面ばかりではなく、中核都市になったことでのデメリット（または予想外であったこと）は何かありますか？」の質問の回答から、大きく分類すると、交付税がカットされたこと、新たな財政的な負担が発生したこと、仕事の負担が増加したこと、県および国との関係で未整理の部分が残っていること、が主なものであることが伺えました。

表10に示したように、「6-5)「中核市」になって何が最も変わりましたか？」の質問の回答から、大きく分類すると、サービスの向上、都市行政としての機能の向上、権限が集中して一元化できていること、行政組織の機能向上、が主なものであることが伺えました。

表11に示したように、「6-6)「中核市」になっての市民の健康面への影響は何かありますか？」の質問の回答から、大きく分類すると、保健所機能をうまく生かして充実したサービスを提供できていること、福祉関係でもサービスを充実できていること、健康診断も行えていること、が主なものであることが伺えました。

表12に示したように、「6-7)「中核市」移行に伴い最も良い影響を受けた人や組織はありますか？」の質問の回答から、大きく分類すると、保健部門の組織、その他の部門の組織、市民、職員とそれぞれの視点で良い影響を受けた人・組織が上げられていました。

表7 質問6-2)の自由記述内容

6-2)「中核市」に移行したことにより、市としてステータスが向上したと実感できる具体的な事例を挙げてください。

n=24(複数内容の記述あり)

大分類	自由記述内容
自主性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査等、一体的・総合的なサービスの提供が可能となった。 ・県への進達の必要がなくなり、事務処理期間の短縮が図られた。 ・自主的・自立的なまちづくりの推進-市街化区域や調整区域における開発許可など、地域特性を活かした自主性と創意あふれるまちづくりの積極展開が可能。 ・市民サービスの向上-市の事務として一元化されることにより、スピードある市民サービスの提供が可能。 ・廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置等の許可で市の環境基本計画に基づく施策に適合するような指導ができるようになった。また、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を行った行為者を追及し特定することができるようになった。 ・県の専門委員会における、市町村枠の委員に本市が就任するようになった。 ・全国中核市人事担当者会議への参画。／・権限の拡大。 ・環境指導の分野では、市民からの問合せや苦情申立て等が増加し、その対話の中で、頼られているのを実感できる。 ・教育分野では、市が取組む方向性を明確にし、研修することによって教員の資質向上に繋がっている。 ・開発審査会の運営、宅地造成工事規制区域の指定等。
保健所設置	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の設置により、市民の健康維持への取り組みが速やかになった。 ・保健所設置により、各種保健サービスが市の事務として、より効率的かつ総合的な施策展開が可能。
国と直接やりとり可能	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市で組織する中核市市長会において、総務大臣との懇談や国等への政策提案・意見表明が活発に行えるようになった。 ・中核市市長会として、国等に改革提案や意見表明を行っている。 ・中核市規模の都市が抱える問題点や要望について、中核市市長会として国などに直接要望できるようになった。 ・国から直接情報が得られたり、中核市同士での情報交換ができたりするようになった。 ・国庫補助による協議が直接国に対して行えるようになった(障害福祉)。 ・府から多くの事務移譲を受けたことにより、直接国から情報が入ることが多くなった。 ・中核市間の活動などを通じ、国と直接意見交換を行う機会が増えた。 ・中核市市長会に参加し、直接総務大臣と面談の上、国への要望等を積極的に行うことができること。 ・県内唯一の中核市として、県都の位置づけが明確になった。 ・感染症対策や食品保健、動物行政等、県を介さず国と直結することとなった。 ・直接国とやりとりができることが増えた。 ・中核市市長会への参加等により、全国市長会以外での国に対する発言機会等が増えている。 ・中核市で組織する団体の一員として、国(県)に意見や要望をするとき。
知名度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・全国35市で構成される中核市市長会の一員として、知名度や情報発信力が高まった。 ・横浜市、札幌市等の政令指定都市に次ぐ中核市の一員となったこと。 ・中核市であるというだけでもPRIになる。 ・観光客等の交流人口の拡大にもつながる。 ・中核市移行は、何らかの地位や特典が自動的に保証されるものではなく、「地方分権の推進役」としての役割を自覚し、周辺の地方自治体の模範となるような特色ある施策を展開することにより、市としてのステータスが向上するものと考えている。本市は、保有する観光資源を積極的に活用するため、##まつり会館の設置や観光情報の発信などの施策を推進しているが、##まつりの国指定重要無形民俗文化財への指定(平成17年2月)や、さらには天皇陛下の行幸啓(平成19年3月)などで本市が広く知られるようになったこともあり、平成18年には入込観光客数で550万人を超えるなど、「観光都市・##」として知名度が向上している。 ・都市ステータスの向上-地域の経済活動の活性化、市民や職員の意識向上など。 ・「中核市サミット」の開催により、全国の中核市市長をはじめ、全国から大勢の方々にお越しいただき、##圏の中核都市としての都市イメージアップに大いに寄与した。 ・新聞等により報道されたこと。 <p>中核市は政令指定都市に次ぐ大きな都市として位置づけられ、本市が中核市に移行した1998年4月以前では、政令指定都市が12市、中核市が17市で、同時期に移行した4市を合わせて33市という状況でしたが、来年度10周年を迎える現在においても、市の知名度やイメージ向上に寄与していると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の知名度が向上。／・観光客などが増加。／・経済振興につながる波及効果。 ・全体的には、許認可業務が増加したことによってステータスの向上を実感する。 ・政令指定都市に次ぐ都市として位置づけられることにより、都市のイメージアップを図ることができた。
特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・特に実感することはない。 ・特になし

表8 質問6-3)の自由記述内容

6-3)「中核市」となって住民の意見はどの様にお聞きしていますか？

n=23(複数内容の記述あり)

大分類	自由記述内容
ネット利用	<ul style="list-style-type: none"> ・市ウェブサイトの利用／“市民の声送ろう”FAX、市施設への投書箱の設置／市長への手紙(はがき)の受付／市長と町内会長との懇談会、審議会等の委員の公募、パブリックコメント、ネットモニター、各種アンケートの実施。 ・産業廃棄物に関しては意識調査で把握し、苦情等の情報提供は電話、FAX、メールで受けている。 ・中核市となったこととは関係なく、市の説明責任が問われ、計画策定における市民参加やパブリックコメントの実施が制度化された。 ・中核市になる以前から、手紙や電子メールによる「市民の声」の受付やタウンミーティングの開催、審議会委員の公募などを行っている。 ・地方分権が進展する中において、基礎自治体が自主自立のまちづくりを実現するには、市民がまちづくりの主役として政策形成へ参加する「協働によるまちづくり」が益々重要となっている。このベースとなる住民意見の聴取の重要性やその手法は、基礎自治体の大小によって変わるものではないと考える。なお、本市では、広聴課(H16年4月新設)を中心とし、主に次のような事業を実施している。主な事業:パブリックコメント、市長との直接対話事業(おでかけトークなど)、市長への手紙、インターネットによる「わたしの提言」など ・市政懇談会や市民意識調査などの従来の手法に加え、インターネット等の新しい情報手段による市民意識の収集・把握に努めるなど、広聴活動の充実に努めています。
窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等の交付に係る一連の手続きが、市が窓口、県が許認可といった二重行政による遅れがなくなり、一部ではあるが市民サービスの向上につながっている。 ・中核市への移行について、市民に対してアンケートを実施していないことから、具体的な反響・感想は不明である。しかしながら、中核市への移行により、保健福祉行政分野などにおいてサービス受給までの時間が短縮されたなど、市民サービスの向上が図られていることから、おおむね好意的に受け止められていると認識している。 ・許認可に関する事務処理の時間が短縮されるなど住民サービスの向上につながった。しかし、一般的には中核市になったメリットは感じにくい。 ・身障手帳が早く交付できるようになってよかったという声がある(障害福祉)。／一方で、「中核市になっても何も変わっていない。」という声も聞いている(障害福祉)。 ・福祉分野において、事務処理期間の短縮など行政サービスのスピードアップやきめ細かい対応が出来ている。 ・身体障害者手帳の交付手続きなど、処理時間が短縮され市民サービスの向上が図られた ・保健所設置により、保健・医療・福祉の分野で、一貫した保健サービスを一元化した窓口で提供できた。 ・許認可業務は多く移譲されているため、事業所等に携わる市民は、便利になったと感じているかもしれない。 ・教育に関しては、市で研修研究委員会を立ち上げ、広く研修についての方向性を検証している。 ・中核市への移行に伴い、市民生活に密着した多くの事務が移譲されたことから、市民サービスの向上が図られている。 ・相談等は窓口や電話で随時お聞きしている。 ・住民に直接影響があるような施策については、パブリックコメント等で広く意見を募っている。
従来どおり	<ul style="list-style-type: none"> に努めているほか、「市長と語る地域懇談会」や「市長への手紙」などにより市民意見の市政への反映に努めているが、中核市となったこととは特に関係はないと考えている。 ・特に住民の意見は聞いていないが、一般市よりも格上の中核市として、市民の自負意識が高まったと考えている。 ・中核市移行やその効果に関する広報やPRは行ってきており、また、市政全般について住民の意見を聞く広聴制度は積極的に行っているが、特に「中核市」に限定して意見を聞くことはしていない。 ・住民意識調査、パブリックコメント等を活用していますが、中核市だからというものはありません。中核市に移行前と変わりなし。 ・基本的には、「中核市」になる前と後で市民からの意見、質問に対する回答姿勢に変化はないが、分野によっては、意見交換会・アンケート調査を実施している課もある。 ・中核市となったことによる変更はなし(広聴活動として、従来よりインターネット、市民の声の箱等による意見・提言提出制度があるほか、必要に応じて、市長が地域に出向いて市民と意見交換を行うまちづくりトークを実施するなど)。 ・以前と同様に住民の声を聞くシステムをとっている。 ・特になし

表9 質問6-4)の自由記述内容

6-4) 良い面ばかりではなく、中核都市になったことでのデメリット(または予想外であったこと)は何かありますか？

n=22(複数内容の記述あり)

大分類	自由記述内容
交付税カット	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの補助金について、中核市と一般市の間に差をつけるケースがある。 ・中核市移行により増加する事務に対しては、地方交付税上は「態様補正」が講じられることから、中核市移行前における推計では、相当額の普通地方交付税の増額を見込んでいた。しかし、その後の三位一体の改革の影響等により、基準財政需要額と基準財政収入額の乖離が縮小し、平成18年度以降は不交付団体となったため、地方交付税に関しては予想外の事態といえる。 ・中核市に課せられた責務も多く、ほとんどが歳出を伴いますが、国の財政事情から交付金がないため、収支的にはマイナスとなっています。(※事務に見合った経費は地方交付税で国から交付されるのが原則ですが、非交付団体の場合は、市からの持ち出しとなります。) ・不交付団体のため、財政的に多額の持ち出しが発生した。 ・三位一体の改革による地方交付税の減少。 ・県下で実施している県費補助事業が、中核市という理由により補助率削減となるものがあり、財政面における負担増が生じている。 ・中核市移行時には、県からの事務委譲も含めて継続協議となっていた乳幼児福祉医療および母子寡婦福祉医療について、今般、県より、本市が中核市であることを理由に県補助率(現行1/2→平成20年度から1/3)に引き下げられた。中核市が特定の財源を有するわけでもないにもかかわらず、県の任意の判断(県財政が厳しい、本市は県より財政力が高きなどの理由)により、補助率の引き下げを行うのは、全く予想外のことで、影響額も約1億円である。
新たな財政負担	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の産業廃棄物不適正保管の原状回復を県が代執行していたが、中核市に移行したことにより、市が事業を引き継ぐことになり、新たな財政負担が発生するといったデメリットが生じている。 ・間接的には、県の単独事業の事務引継ぎにより、財政的な負担が発生した。 ・中核市が実施することとされている事務(福祉関連)等により権限が拡大した面はあるが、これに要する経費、事務量の増などの財政的・人的負担が増えている。
仕事上の負担増	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する単独事業など、中核市が適用除外となるため、施策内容の情報収集が必要となった。 ・不適正な処理が行われた事案で行為者不明のため、行政代執行で経費を負担しなければならなかった。 ・不適正な処理を監視するため職員の業務負担が多くなった。 ・中核市への移行作業に人的資源を投入したため、地球温暖化対策、環境基本計画の見直しが続り延べとなった。 ・事務移譲、事務量の増加に伴う人員配置及び財源上の問題。 ・業務の増加／負担経費の増加 ・事務移譲に伴い、国庫負担事業に係る県支出金の削減、県委回事務に係る県委託金の削減、福祉関係経費のほか、保健所設置に伴う経費、執行人員の増加による経費の増加。 ・市民から頼られる一方、「何でも行政にしてもらいたい」との内容の問合せが増加した。 ・増加する業務量を想定して人役調整を行いはしたが、想定外の雑務も多く事務量増加に伴う職員各人の負担増は否めない。 ・業務量の増に伴い、新たな施設が必要となる場合もある。 ・業務量、支出の増加。 ・中核市で組織する団体の一員としての業務が発生したこと。
県・国との関係の未整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国等が発する新たな制度の通知等は、県および指定都市のみにとどまる例が多く、中核市の位置づけが定着していない。 ・中核市への移行直後は、県の抱えていた問題が未解決のまま事務の委譲がなされたため、市独自の判断が可能なものが多くあった。
特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・移行時の混乱はあるものの、デメリットと言えるものは特になし。 ・直接的なデメリットはない。 ・円滑な移行をめざして、広報紙・広報番組やポスター・パンフレット、看板等の設置により啓発活動に努めたり、事務処理体制や電算システムの整備などをきちんと行ったことにより、特に混乱等もなく中核市への移行ができたものと考えています。 ・特になし

表10 質問6-5)の自由記述内容

6-5)「中核市」になって何が最も変わりましたか？

n=22(複数内容の記述あり)

大分類	自由記述内容
サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近なサービスの多くが市で行われることによって、住民の利便性が向上した。 ・本市独自に運用できる権限が充実すると共に、市民へのサービスが向上した。 ・保健衛生・都市計画・環境行政事務の迅速化。 ・全般的により迅速な事務処理と説明責任等が求められるようになった。(指導課) ・開発事業等において地域の実情に応じたより細かな指導、誘導等が可能となった。(指導課) ・基本的には、職員ひとり一人の公務員としての意識が高まり、全体的にサービスが向上した。 ・子育て支援の分野では母子寡婦福祉資金貸付事業等、市の裁量権が拡大し市民サービスの向上につながった。 ・身障手帳の交付など行える業務が増えたこと。 ・市民等からの相談等に直接対応できることが多い。
都市機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺都市に対して求心力を持つ魅力ある都市になることができた。 ・多様化・高度化した行政ニーズに対応し、魅力ある宇都宮のまちづくりがより一層、展開できるなど、本市の行政運営の充実・強化に大きな成果が得られるようになったこと。 ・政令指定都市に準じた位置づけとしての都市イメージアップ。
市への権限の一元化	<ul style="list-style-type: none"> ・市を経由し、県が許認可していた二重の事務処理が市に一元化されたことにより、例えば身体障害者手帳の交付申請につきましては、移行前20日程度で処理していたものを12日程度に事務処理日数が短縮されたこと、保健所を設置することによって、総合的な施策の展開が可能となり、きめの細やかな行政サービスの提供が図られたことなどが挙げられる。 ・市として独自性を意識するようになった。 ・これまで、市で受け、県で決定という2段階で行っていた事務を市単独で処理できるようになり、事務手続きの簡素化や迅速化が図られるとともに、一層きめ細やかなサービスの提供が可能となりました。また、市自らの判断で様々な事務を処理できるため、市民の行政への参加を一層進め、協働により、より個性的で、自立的なまちづくりが可能となりました。 ・市独自の保健所を設置したことにより、これまで県の保健所で行っていた保健サービスが、一元化された市窓口で行えるようになり、保健・医療・福祉の連携による総合的な保健衛生行政が推進できた。 ・市単独事業の増加により、市独自の判断が求められる場面が増えた。 ・教育分野では、研修権の移譲により、独自の研修が実施できるようになった。 ・独自の保健所を持ち、日常的に一貫した保健業務、福祉業務に取り組むことができる点。 ・都道府県、指定都市と並び、国の説明会に参加したり、国の職員と直接やりとりができるようになり、情報が迅速・的確になった。 ・広告物の規制については、県条例よりも厳しい制度になっており、広告物の面積が縮小されることで景観が良くなってきた。 ・権限移譲に伴う事務事業の増加。 ・前段の問にも関連するが、保健所設置に伴うものを始めとする福祉、また、環境、都市計画行政等の権限が増えたことにより、主体的な事業展開が可能となった。(もちろん当然、これに伴う業務量、財政的負担も増えている。)
組織の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・外見的な変化としては、組織や職員の増加(新たに保健総務課、保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課、産業廃棄物指導課の5課を設置するとともに、59名の職員を増員した)が挙げられる。 ・保健所の設置により、保健衛生行政が総合的に一体的に行えるようになり、保健指導や各種情報の一元化など一貫して行えるようになった。 ・職員の意識。 ・市職員の意識
特にな	<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市のように区を敷くなど、大きく組織が変貌したわけではありませので、移譲事務を処理するようになった他(保健所の設置を含め)は、特にありません。

表11 質問6-6)の自由記述内容

6-6)「中核市」になっての市民の健康面への影響は何かありますか？

n=19(複数内容の記述あり)

大分類	自由記述内容
保健所の良い効果	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の設置により、本市の広報誌で食中毒の防止や病気の予防に役立つ情報を提供し、食中毒の処理については、市域のみと言うこともあり、迅速かつ詳細にわたる対応が可能となった。 ・健康危機管理の拠点となる保健所が設置されたことにより、災害、食中毒、感染症、毒物劇物等による健康被害について、平常時には監視業務等による防止対策を講じるとともに、発生時には、迅速な対応及び拡大防止策を講じ、市民の安全確保を図っている。 ・これまで、県保健所と市において分担しながら取り組んでいた各種の保健サービスが、これまで以上に効率的かつきめ細かなサービスが提供できるようになった。例えば、伝染病の予防、蔓延防止などの業務が迅速にかつ的確な対応ができるようになった。 ・保健所設置により、各種保健サービスが市の事務として、より効率的かつ総合的な施策展開が可能となった。 ・保健所の設置により、保健衛生行政が総合的に一体的に行えるようになり、保健指導や各種情報の一元化など一貫して行えるようになった。 ・市保健所の設置により、来所に要する時間が短縮された。 ・中核市になることにより、保健衛生に関する事務や民生福祉に関する事務、環境保全に関する事務など、市民の日常生活にかかわりの深い事務を県から市に移して、できるだけ市民の身近で行政を行うことができるようになりました。また、市独自の保健所を設置することにより、保健衛生・医療などの専門的な事務を行うとともに、保健センターと一体的な保健サービスができるようになりました。 ・市が提供している乳幼児から高齢者までの身近な保健サービスに併せて、専門的保健機能をもつ保健所を市が設置することで、保健・医療などの専門的保健サービスを提供できる体制が整い、母子保健を始め、成人、高齢者の健康づくりの施策を総合的かつ効果的に推進することができる。 ・市民サイドからすれば、従来保健衛生サービスの提供をしていた主体が県であったのが、市に移っただけで変更はないと見る向きもあろうが、市としては保健所を設置し、専門職を配置することによって、市民への健康診断や健康相談などの健康サービスや、食中毒や感染症に対する啓発などの衛生サービスを主体的に提供できるようになった。
保健・福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係では、たとえば、身体障害者手帳の交付、母子・寡婦福祉資金の貸付の事務処理期間の短縮等、迅速で効率的なサービス提供が可能となった。 ・保健衛生関係では、中核市になれば保健所を設置して処理することになるが本市の場合はもともと保健所設置市だったので、この分野では特に影響なし。
健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康の保持及び増進に寄与するため、普段健康診査を受ける機会のない市民に対し、無料又は低廉な料金で基本健康診査やがん検診などを実施している。中核市移行前から実施している事業であるが、中核市移行後も充実に努めている。受診者数は年々増加しているため、疾病の早期発見などに役立つことが期待されるものの、具体的に市民の健康にどのような影響を及ぼしているのかが不明である。
特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年保健所設置のため、中核市移行後の影響は特になしものとする。 ・特になし。

表12 質問6-7)の自由記述内容

6-7)「中核市」移行に伴い最も良い影響を受けた人や組織はありますか？

n=18(複数内容の記述あり)

大分類	自由記述内容
保健部門 組織	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで年齢により、県の保健所と市の福祉保健部とで機能分担しながら取り組んできた各種保健サービスを、保健所の設置により、一貫した体制のなかで総合的な提供が可能となった。 ・保健所の設置が良い意味で最も大きく影響を受けたと考えられます。 ・中核市移行に伴う保健所組織、移譲事務に伴う体制整備については、効率的な行財政運営や市民サービスの向上の視点で、次の基本方針のもとに行いました。保健所設置に伴う体制整備については、事務の円滑な移譲を図るため、県の組織体制を基本に整備する。その他の移譲事務に係る体制整備については、現行組織を極力活用することとし、組織の細分化は行わない。 ・組織については、保健所である。
その他の 組織	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに設置された法人指導課。 ・教育委員会において研修業務の移管により、市の教育方針に沿った研修が行える。 ・教育分野では、中核市研修を実施するため、市教育委員会指導主事が影響(負担増)を受けていると思われる。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民。 ・もっとも良い影響を受けた人、組織は、「市民」と考える。なぜなら、前述のように、スピードある市民サービスの向上ができたこと、地域特性に応じたまちづくりの積極的な展開ができるようになったことなどの効果がでていたためである。 ・事務移譲に伴い、最も良い影響を受けた人は、市民である。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行は、職員に対してもさまざま影響を及ぼしていると考えられる。職員が新しい事務事業に携わることにより、その事務処理能力の向上に資するほか、県から移譲される事務には許認可などの規制行政も多いため、事務事業に対する責任をより強く自覚するようになってきていると考えられる。また、職員の仕事の進め方についても間接的な影響を及ぼしていると考えられる。具体的には、よりよい施策を立案したり、実施したりする上では、これまで県内市町村を参考としていたが、中核市移行後は、その多くが県庁所在地であり特色ある取組をすることの多い他の中核市を参考とするように変化している。
特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行に伴う諸準備のため、平成7年度、平成8年度の2年間について、企画部内に「中核市推進室(課組織)」を設置し、移行準備業務に対応した。中核市移行後については、組織の新設は行っていない。 ・特になし。

4. まとめ

(1)民生行政に関する項目、(2)保健衛生に関する項目、(3)都市計画などに関する項目、(4)環境保全行政に関する項目、(5)教育に関する項目、そして(6)市の活性化に関する項目、合計で6項目、37質問からなるアンケート調査用紙を全国の35中核市に送付したところ、27の中核市から回答を得られました。

アンケートの回答から、中核市移行に伴って、財政および業務量の負担などが増えることが課題であることが示されていましたが、一方で、自主的・自立的に運営できる領域が増え、窓口業務等が強化され、ひいては職員としての誇りが高まり、よって市民サービスが充実したものとなっていることが見てとれました。すなわち、中核市に移行したことのデメリットは少なく、メリットの方が多いいというものでした。特に、中核市に移行する際に新たに保健所を設置した市は(県の保健所を引き継いだ場合も含む)、大きな変化を経験しつつも、肯定的な評価をしていました。ただし、今回の結果は行政の立場の意見・評価であり、市民の立場からの意見・評価を今後まとめる必要があります。

今後、新たに中核市が指定される予定になっていますが、新たな中核市も、中核市市長会の場合などによる他の中核市との情報交換や経験交流により、行政組織の充実、職員の士気の向上、市民サービスの充実などが図られるものと期待されます。

参考文献

- 1) WHO 神戸センター : <http://www.who.or.jp/faqsj.html>, accessed 2008/3/7.
- 2) IMPACT: <http://www.hiaconnect.edu.au/files/ephia.pdf> , accessed 2008/3/17.
- 3) 国土地理協会 : <http://www.kokudo.or.jp/book/sub/sub01.html>, accessed 2008/3/17.
- 4) 白川一郎 : 自治体破産 (増補改訂版) NHK ブックス 1080, 日本放送出版協会, 2007.
- 5) 藤野善久, 松田晋哉 : 「新しい自律的な労働時間制度」に関する Health Impact Assessment, 産衛誌(2007): 49:45-53.
- 6) 中核市市長会 : 中核市市長会ホームページ, <http://www.chuukakushi.gr.jp/change/index.html>, accessed 2008/1/11.
- 7) 久留米市 : 久留米市公式ホームページ, <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2040keikaku/3090chuukakushi/>, accessed 2007/12/05.

参考資料

1. 中核市市長会による中核市とは何かについての説明
2. 中核市市長会による 35 中核市の紹介
3. アンケート調査用紙：「中核市」移行の影響についての調査への協力をお願い

中核市市長会

| [TOPページ](#) | [問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [リンク](#) |

www.chuukakushi.gr.jp

中核市とは

Outline

▶ **中核市市長会とは**
Outline

▼ **中核市とは**
Outline of chukaku-si

▶ **中核市の紹介**
Introduction

▶ **中核市サミット**
Summit

▶ **地方分権に向け**
Decentralization

[トップ](#) → [中核市とは](#)

中核市の概要

| [中核市が処理する主な事務](#) | [中核市制度の経緯](#) |

全国には、人口1,000人以下の村から100万人を超える大都市まで約1,800の市町村があります。しかし、これらの市町村は、**政令指定都市**を除き、法律等によって、ほとんど同じような事務権限が認められていました。そこで・・・

●人口30万人以上

以上の要件を満たす政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行なうことができるようにした都市制度が中核市制度です。

政令指定都市は、大都市特有の行政ニーズに対応し、総合的な行政運営を行えるようにするため、事務権限や財政上で一般の市町村にない多くの特例が認められています。

法律上人口50万人以上が指定要件とされていますが、実際は人口その他都市としての規模、行政能力、機能が既存の政令指定都市と同等の実態を有する都市が指定されています。現在、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の17市が指定されています。

[>>このページのトップ](#)

中核市が処理する主な事務

民生行政に関する事務

- ・地方社会福祉審議会の設置・運営
- ・社会福祉法人（法人の活動区域が一の中核市にとどまる場合）の設立認可及び指導監査
- ・社会福祉施設（保育園・特別養護老人ホーム等）の設置認可及び指導監査
- ・民生委員の定数決定、指導訓練等
- ・身体障害者手帳の交付
- ・母子相談員の設置
- ・母子・寡婦福祉資金の貸付け

保健衛生行政に関する事務

- ・伝染病予防のための住民の隔離等の措置
- ・結核予防に係る指定医療機関の指定
- ・エイズに係る報告・通報の受理
- ・飲食店、興行場、旅館、公衆浴場の営業許可
- ・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可

*保健衛生に関する多くの事務は、保健所を設置し、処理することになります。

都市計画等に関する事務

- ・屋外広告物の条例による設置制限
- ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
- ・土地区画整理組合の設立認可
- ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築及び維持保全計画の認定

環境保全行政に関する事務

- ・騒音、悪臭、振動の規制地域の指定・規制基準の設定



[>>>>このページのトップ](#)

中核市制度の経緯

平成元年7月17日

全国市長会が、人口30万人以上の都市及び都市機能の集積度や圏域における拠点性が高い都市に対し、政令指定都市に準じた事務配分を行なうべきと提言

平成元年12月20日

第2次行革審が、地域の中核都市として人口規模その他一定条件を満たす市に対して、地域行政に関わる事務を中心に都道府県の事務権限を移譲すべきと提言

平成元年12月29日

第2次行革審の趣旨に沿い、地域中核都市の具体化を図ることを閣議決定

平成3年7月4日

第3次行革審が、内閣総理大臣に対し、地方制度調査会での積極的取組みを期待する旨を答申

平成5年4月19日

第23次地方制度調査会が内閣総理大臣に対し中核市制度創設を答申

平成6年6月22日

地方自治法の一部を改正する法律案等成立（中核市制度法制化）

平成6年6月29日

地方自治法の一部を改正する法律等公布

平成6年12月21日

中核市制度関係政令公布

平成7年4月1日

地方自治法の一部を改正する法律等施行（中核市制度発足）

平成11年7月8日

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律成立

（平成11年7月16日公布、平成12年4月1日施行。人口30万人以上50万人未満の市に対する昼夜間人口比率要件廃止）

平成14年3月28日

地方自治法等の一部を改正する法律成立

（平成14年3月30日公布、同年4月1日施行、人口50万人以上の市の面積要件を廃止）

平成18年6月7日

地方自治法の一部を改正する法律

（平成18年6月7日公布、面積要件を廃止）

[>>このページのトップ](#)

2005 Copyright(C)1998 CHUUKAKUSHIHOUKAI. All rights reserved.

中核市市長会

[TOPページ](#) | [問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [リンク](#)

www.chuukakushi.gr.jp

中核市の紹介 introduction

- ▶ **中核市市長会とは**
Outline
- ▶ **中核市とは**
Outline of chukaku-si
- ▼ **中核市の紹介**
Introduction
- ▶ **中核市サミット**
Summit
- ▶ **地方分権に向け**
Decentralization

[トップ](#) → [中核市の紹介](#)

中核市35市の紹介と中核市候補市15市

中核市マップ



中核市

- | | |
|---------|---------|
| 1.函館市 | 18.豊田市 |
| 2.旭川市 | 19.高槻市 |
| 3.青森市 | 20.東大阪市 |
| 4.秋田市 | 21.姫路市 |
| 5.郡山市 | 22.奈良市 |
| 6.いわき市 | 23.和歌山市 |
| 7.宇都宮市 | 24.岡山市 |
| 8.川越市 | 25.倉敷市 |
| 9.船橋市 | 26.福山市 |
| 10.横須賀市 | 27.下関市 |
| 11.相模原市 | 28.高松市 |
| 12.富山市 | 29.松山市 |
| 13.金沢市 | 30.高知市 |
| 14.長野市 | 31.長崎市 |
| 15.岐阜市 | 32.熊本市 |
| 16.豊橋市 | 33.大分市 |
| 17.岡崎市 | 34.宮崎市 |
| | 35.鹿児島市 |

中核市市長会 事務局
 長崎市 企画部
 総合企画室内
 〒850-8685
 長崎市桜町二番二十二号
TEL.095-829-1111
FAX.095-829-1112

中核市候補市 (中核市移行を目指している市)

- 1.前橋市 2.高崎市 3.柏市 4.八王子市 5.四日市市 6.大津市 7.吹田市 8.枚方市
 9.尼崎市 10.久留米市 11.盛岡市 12.松戸市 13.西宮市 14.豊中市 15.藤沢市

都市要覧

上記都市の主要な都市指標と決算資料をとりまとめたもの。(平成19年4月1日時点)

ダウンロード→

ダウンロード→

中核市移行の経緯

- 平成8年4月1日
宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、堺市、姫路市、岡山市、熊本市、鹿児島市 (12市移行)
- 平成9年4月1日
秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市 (5市移行)
- 平成10年4月1日
豊田市、福山市、高知市、宮崎市 (4市移行)
- 平成11年4月1日
いわき市、長野市、豊橋市、高松市 (4市移行)
- 平成12年4月1日
旭川市、松山市 (2市移行)

平成13年4月1日
横須賀市（1市移行）
平成14年4月1日
奈良市、倉敷市（2市移行）
平成15年4月1日
川越市、船橋市、相模原市、岡崎市、高槻市（5市移行）
平成17年4月1日
東大阪市（1市移行※静岡市は政令指定都市へ移行）
平成17年10月1日
函館市、下関市（2市移行）
平成18年4月1日
（※堺市は政令指定都市へ移行）
平成18年10月1日
青森市
平成19年4月1日
（※新潟市、浜松市は政令指定都市へ移項）

[>>このページのトップ](#)

2005 Copyright(C)1998 CHUUKAKUSHI. All rights reserved.

平成 20 年 2 月 13 日

「中核市」移行の影響についての調査への協力をお願い

極寒の候ではございますが貴団体におかれましては、益々のご清祥のことと存じます。

さて、私たちは、政策、施策、事業の健康面への影響を評価するために EU 等で行なわれ始めた「健康影響評価」方法が日本に適応できるかの試みを行なっています。

「健康影響評価（HIA）」とは、政策、施策、事業のポジティブおよびネガティブな潜在的健康影響を評価することであり、予測されるポジティブな健康影響を高め、ネガティブな健康影響を最小限に抑えるための勧告を行なって、公共政策決定の質を向上させることです。

すでに「中核市」に移行された貴市にご意見を頂き、本年 2008 年 4 月 1 日から「中核市」に移行することになる久留米市の移行に伴う健康面の影響を「健康影響評価」方法で評価を行ないたいと考えております。

つきましては御多忙の中誠に恐れ入りますが、以下の質問事項につきご回答をお願いしたく存じます。結果につきましては、貴市の回答が特定されるような取扱いは致しません。

連絡先) 〒830-0011

福岡県久留米市旭町 67

久留米大学医学部環境医学教室

星子 美智子

原 邦夫

石竹 達也

電話 0942-31-7552 ファックス番号 0942-31-4370

「中核市」移行に伴う健康・福祉・環境への影響に関する質問

以下の質問は、現時点での実状でご回答ください。

選択質問は（ ）内に○を記入して下さい。

貴市名（ ） 記入日：平成 20 年 月 日

1) 民生行政に関する項目

1-1) 身体障害者手帳の交付にかかわる期間は中核市になる前と比較して短縮されましたか？

1. はい () 2. いいえ ()

1-2) 心身障害児の補装具や日常生活具の給付・貸与にかかる期間は中核市となる前と比較して短縮されましたか？

1. はい () 2. いいえ ()

1-3) 建設確認申請を伴う屋外広告物設置の場合、設置の許可を全て市で行い、申請者の手数が軽減されるようになりましたか？

1. はい () 2. いいえ ()

1-4) サービスの迅速化・効率化ははかられていますか？はかられている場合には、
どういった点でそう思われますか？具体的な記載をお願いします。

1-5) 母子相談員は設置されていますか？

1. はい () 2. いいえ ()

1-6) 母子・寡婦(未亡人)の福祉資金の貸付けは出来ていますか？

1. はい () 2. いいえ ()

1-7) 民生委員の定数を決定し指導訓練などは出来ていますか？

1. はい () 2. いいえ ()

1-8) 社会福祉施設（保育園・特別養護老人ホームなど）の設置許可及び指導監査は出来ていますか？

1. はい () 2. いいえ ()

1-9) 産業廃棄物の不法投棄対策に関して、不法投棄があった場合、より迅速に対応することは可能となりましたか？

1. はい () 2. いいえ ()

1-10) 屋外広告物の規制に関する事務が移譲されたことにより、きめ細かなパトロールを行なうことができ、撤去件数が大幅に増加し、景観保持に寄与することが可能となりましたか？

1. はい () 2. いいえ ()

1-11) きめ細かな行政サービスは提供できていますか？

差支えがなければサービス内容の記載をお願いします。

2) 保健衛生に関する項目

2-1) 「中核市」となって保健所を新設されましたか？ 1. はい () 2. いいえ ()

2-2) 保健所の業務で大きく変化したことを下記から3つ、選択をお願いします。

数字を○で囲んで下さい。

1. 地域保健に関する思想の普及と向上に関する事柄
2. 人口動態統計学、その地域保健に係る統計に関する事柄
3. 栄養の改善と食品衛生に関する事柄
4. 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃そのほかの環境の衛生に関する事柄
5. 医事と薬事に関する事柄
6. 保健師に関する事柄
7. 公共医療事業の向上と推進に関する事柄
8. 母性、乳幼児、老人の保健に関する事柄
9. 歯科保健に関する事項
10. 精神保健に関する事項
11. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事柄
12. エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事柄
13. 衛生上の試験と検査に関する事柄
14. その他地域住民の健康の保持と増進に関する事柄
15. 地域保健に関する情報を収集、整理、活用する
16. 地域保健に関する調査と研究を行なう
17. 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行なう
18. 試験・検査を行ない、また、医師等に試験・検査に関する施設を利用させる
19. 市町村相互間の連絡調整を行い、市町村の求めに応じ技術的助言等の援助を行なう

選択した番号 () () ()

2-3) 1歳児・3歳児健診の受診率は上昇していますか？ 1. はい () 2. いいえ()

2-4) 未熟児への訪問指導や養育医療の給与ができていますか？

1. はい () 2. いいえ()

2-5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関して、定期外健康診断の実施と結核患者に対する施設への入所命令はスムーズに行なえていますか？

1. はい () 2. いいえ()

2-6) 感染症予防(法定伝染病など)のための住民の隔離などの設置は行なえていますか？

1. はい () 2. いいえ()

2-7) エイズに係わる報告・通報の受理は円滑に行なえていますか？

1. はい () 2. いいえ()

2-8) 動物に対する予防注射の実施、犬の抑留施設の設置を行なえていますか？

1. はい () 2. いいえ()

2-9) 飲食店・興行場・旅館・公衆浴場の営業許可、立入検査、営業停止命令(興行場法・旅館業法及び公衆浴場法)は必要に応じて行なえていますか？ 1. はい () 2. いいえ()

2-10) 食中毒患者などの報告(食品衛生法)は受けていますか？

1. はい () 2. いいえ()

2-11) 墓地・納骨堂又は火葬場の営業の許可を出していますか？

1. はい () 2. いいえ()

2-12) 「中核市」に移行したことで保健衛生の業務に何か変化がありましたか？

差し支えがなければ、記載をお願いします。

3) 都市計画などに関する項目

3-1) 宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可により宅地開発が円滑に進むようになりましたか？ 1. はい () 2. いいえ()

3-2) 都市計画に関する事務が移譲されたことにより、地域の実情に応じた独自のまちづくりを展開していくことが可能となりましたか？ 1. はい () 2. いいえ()

3-3) 「中核市」に移行したことで、都市計画に何か変化はありましたか？

差し支えがなければ、記載をお願いします。

4) 環境保全行政に関する項目

4-1) 工場等に対する規制権限が一元化されることにより、今まで以上に独自性を持った総合的な環境行政の推進が図られるようになりましたか？ 1. はい() 2. いいえ()

4-2) 騒音や悪臭や振動の規制地域の指定・規制基準の設定を行なっていますか？

1. はい() 2. いいえ()

4-3) ばい煙発生施設・一般粉塵発生施設の届出をさせていますか？

1. はい() 2. いいえ()

4-4) 「中核市」に移行したことで、環境保全行政に変化はありましたか？

差し支えがなければ、記載をお願いします。

5) 教育に関する項目

5-1) 小・中・養護学校の教職員の研修に関して、新たに教育センターを設け教職員の人材育成を進めていますか？ 1. はい() 2. いいえ()

5-2) 「中核市」に移行したことで、教育に変化がありましたか？

差し支えがなければ、記載をお願いします。

6) 市の活性化に関する項目など

6-1) 「中核市」移行に伴い、何人が増員となりましたか？またその職種を教えてください。

_____ () 人

6-2) 「中核市」に移行したことにより、市としてステータスが向上したと実感できる具体的な事例を挙げてください。

6-3) 「中核市」となって住民の意見はどの様にお聞きしていますか？

6-4) 良い面ばかりではなく、中核都市になったことでのデメリット（または予想外であったこと）は何かありますか？

6-5) 「中核市」になって何が最も変わりましたか？

6-6) 「中核市」になっての市民の健康面への影響は何かありますか？

6-7) 「中核市」移行に伴い最も良い影響を受けた人や組織はありますか？

ご協力有り難うございました。